

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
発 行 日 毎月 1 日・随時	

監 査 公 表

監 査 公 表

静岡市監査公表第 1 号

地方自治法第252条の38第 6 項の規定による監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったのでこれを公表する。

平成20年 5 月29日

静岡市監査委員	海 野 洋
同	戸 谷 雄 一
同	田 形 清 信
同	片 平 博 文

記

指 摘 事 項 等 平成20年3月17日（包括外部監査）	措 置 の 状 況 平成20年4月30日報告
<p>1. 財政局財政部契約課</p> <p>(1) 公表されている指名理由の内容について</p> <p>公表されている指名理由は、どれも形式的な記載にとどまっており、具体的な理由に欠ける内容となっている。指名理由の公表については、指名業者選定の経緯・理由が具体的に分かるように記載することが必要である。</p> <p>(2) 指名理由の経緯、内容等を明らかにする関連書類の保存について</p> <p>指名業者の選定手続について、関連する書類の提示を求めたところ、指名業者の選定過程を容易に把握できる資料を確認することができなかった。指名人の選定経過等について客観性及び透明性を確保するためには、その内容を明瞭に記載した指名業者(案)等の関連書類を適切に保存しておくことが必要である。</p>	<p>[財政局財政部契約課]</p> <p>指摘を踏まえ、絞込みの経緯をできる限り明らかにする等、記載内容を充実させていきたいと考えます。</p> <p>記載内容を充実させるためには、契約管理システムにおける選定理由欄の記載文字数を増やすことが必要となりますが、平成21年度稼働予定の新システムにおいてこれを行う予定です。</p> <p>なお、現システムについては、新システム開発を控え大幅な改変が図れないため、当面は、現状の文字数の範囲で、指摘の趣旨を踏まえた記載の充実に向けていきます。</p> <p>[財政局財政部契約課]</p> <p>指摘を踏まえ、指名業者の選定過程を把握できる書類を適切に作成し、保存していきます。</p>

(3) 指名競争入札における競争性と一般

競争入札のさらなる導入について

市の「50%程度」という一般競争入札の導入目標は、一般競争入札を原則とする法の規定を前提に設定されたものとは考えにくい。さらに高い数値目標を設定することが、市の入札制度改革にとって大変重要ではないか。

また、市全体の目標設定を考えるのと同時に、部ごとや工種ごとの目標設定を検討することも重要ではないか。

(4) 一般競争入札における入札参加資格について

一般競争入札において、親会社と連結子会社が最低制限価格を挟んで近い金額で入札している状況が見られた。適正な競争性を確保するためには、まず、最低制限価格を推測することが難しい仕組みに変えることを検討すべきであると考え。また、入札参加条件として、資本関係にある会社が入札に参加することを防止するための要件を加えることも対策の一つである。

[財政局財政部契約課]

市としては、契約締結に当たっては一般競争入札によることを原則としており、指名競争入札を採用する場合はその是非を厳格に判断していくことで、一般競争入札の拡大に努めていきます。

[財政局財政部契約課]

最低制限価格は、工事又は製造の請負の契約を締結する場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ設定することができるものであり、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が定めているモデルや国の対応を参考にしつつ、本市の入札状況をも考慮したうえで、最低制限価格を設定しています。

今後とも国・県等の対応状況を参考にしつつ、市として適切な最低制限価格の設定に努めていきます。

また、資本関係にある会社が同一の入札に参加することについては、それぞれ独立した法人であって建設業の許可、市への入札参加資格もそれぞれ取得しているという事実があれば、双方への公平の観点からも、制限することはしていません。

指摘のあった「親会社と連結子会社が最低制限価格を挟んで近い金額で入札している状況」は、本市においては、極めてま

(5) 指名競争入札における競争性と一般競争入札の導入について

設計、測量等の委託業務では一般競争入札が行われていないが、現在のところ、一般競争入札の導入に向けての市の具体的な動きはない。設計、測量等の委託業務についても、なるべく早い時期に一般競争入札の採用について検討することが必要である。

(6) 現在の最低制限価格の設定方法が抱える問題点について

多くの入札業者が最低制限価格により失格となった結果、入札価格の下位の順位の者が落札者となるなどのケースが発生している。これは、市が市側の論理で最低制限価格を設定していることにその原因がある。現在の最低制限価格の設定方法はいくつかの問題点を抱えており、市はその設定方法について再検討する必要がある。

れなケースであったと考えられますが、今後は、このようなケースでの入札状況を注視するとともに、他都市での対応状況を踏まえ、必要と認められれば、入札参加条件等を検討していきます。

[財政局財政部契約課]

指摘を踏まえ、一般競争入札の採用の可能性について検討していきたいと考えていますが、設計、測量等の委託業務においては、施行能力又は業者の規模等に基づく客観的な格付けが困難であるため、適切に判断していきます。

なお、当面の対応としては、公募型プロポーザル方式の実施拡大を図るなど、競争原理の導入に努めていきます。

[財政局財政部契約課]

最低制限価格は、工事又は製造の請負の契約を締結する場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ設定することができるものであり、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が定めているモデルや国の対応を参考にしつつ、本市の入札状況をも考慮したうえで、最低制限価格を設定しています。

今後とも国・県等の対応状況を参考にしつつ、市として適切な最低制限価格の設定に努めていきます。

(7) 契約審査委員会の審査の内容について

低入札価格調査では、契約審査委員会における審査結果に基づいて落札者が決定するため、審査は十分に行わなければならないが、会議録の内容を見る限り、不十分であるとの印象をぬぐえない。落札者が十分な審査のうえで決定されたことを証するためにも、会議及び会議録の内容を充実させることが必要である。

[財政局財政部契約課]

指摘を踏まえ、会議録の内容をより充実させるよう努めていきます。

(8) 契約審査委員会の会議録の保存について

契約審査委員会の審査内容を確認するために会議録の提出を求めたところ、平成18年度分の会議録が所在不明を理由として、閲覧することができなかった。低入札価格調査制度において落札者決定の根拠となる契約審査委員会の会議録については、適切に保存しておくことが必要である。

[財政局財政部契約課]

指摘を踏まえ、適切に保存していきます。

(9) 低入札価格調査の結果の公表について

低入札価格調査の結果は公開されているが、その内容は形式的記載にとどまっており、公表内容として十分と言えるのか疑問を持たざるを得ない。市は、低入札価格調査制度における情報公開のあり方について、もう一度検討する必要がある。

[財政局財政部契約課]

指摘を踏まえ、できる限り分かり易い内容とするよう努めていきます。

(10) 現在の低入札価格調査制度が抱える問題点について

失格者を判定する客観的な基準を持たない現行の低入札価格調査制度は、その根幹において大きな問題点を抱えており、市は積極的に同制度の改善に努めるべきである。

[財政局財政部契約課]

指摘を踏まえ、制度の改善に努めていきます。

国・県等の対応状況も参考にしながら検討し、早期の改善を図る予定です。

(11) 低入札価格調査制度と最低制限価格制度の適用範囲の違いについて

低入札価格調査制度と最低制限価格制度の適用範囲に違いがあることは、品質確保の視点からは問題である。なるべく2つの制度の適用範囲に相違がないような仕組みづくりに努めるべきである。

[財政局財政部契約課]

指摘及びそれぞれの制度の趣旨を踏まえ、失格基準のあり方をも含めて総合的に検討し、制度の改善に努めていきます。

(12) 設計、測量等の建設業関連業務におけるダンピング防止の制度について

設計、測量等の委託料については、ダンピング防止の制度がない。委託料についても、ダンピング防止の制度の導入を検討すべきである。

[財政局財政部契約課]

指摘を踏まえ、制度の導入について検討していきます。

(13) 競争入札において入札に参加する業者が少ない状況について

競争入札において入札に参加する業者が少ないため、入札不成立となるケースや競争性が有効に働いていないと思われるケースがあった。入札が

[財政局財政部契約課]

平成19年度下半期において、入札参加業者がなく、入札が不成立となるケースが例年になく頻繁に発生したため、研究委員会部会において調査を実施しました。

成立した場合は、たとえ入札参加業者数が極端に少ない場合であっても、その原因等についての調査は行われていない。市は、このような状態を謙虚に受け止めて、なぜこのような状況が発生するのか、その原因について調査・検討を行うべきである。

(14) 公表が義務付けられている事項について

「総合評価一般競争入札を行った理由」や公表資料である「工事請負変更契約状況」に「工事着手の時期及び工事完成の時期」の記載がなく公表されていなかった。これらの事項は、入札契約適正化法施行令により公表が義務付けられている事項であり、積極的に公表することが必要である。

(15) 情報の公表に関することについて

指名競争入札で指名されなかった者からの苦情申出の窓口が不明確である。苦情申出の窓口について明確にする必要がある。

(16) 市民の入札監視委員会への参加について

入札監視委員会の開催日時等の情報が公表されておらず、市民が会議を

今後にも必要に応じ、原因の把握と検討に努めていきます。

[財政局財政部契約課]

指摘を踏まえ、総合評価一般競争入札を行った理由については、「静岡市における建設工事の請負契約等に係る入札情報等の公開に関する要綱」に規定し、入札公告に明示するよう改善していきます。公表資料中の「工事請負変更契約状況」における工事着手及び完成時期の記載については、従前、これらの時期が変更されていない場合には、その記載を省略していましたが、政令どおりとするよう改善していきます。

[財政局財政部契約課]

指摘を踏まえ、指名競争入札で指名されなかった者からの苦情申出の窓口について、入札説明書に明示するよう改善していきます。

[財政局財政部契約課]

指摘を踏まえ、入札監視委員会の開催日時等を静岡市ホームページ(静岡市政情報

傍聴した実績がない。今後、委員会の開催日時等の情報を、市民に向けて積極的に発信していくべきである。

(17) 意見の具申に対する措置の状況について

入札監視委員会からの意見に対して、口頭による回答を行っているのみであるため、検討の結果はもちろんのこと、検討の実施の有無さえ確認することができなかった。委員会からの意見があった場合には、検討の結果について、必ず文書で報告することを徹底すべきである。

(18) 入札及び契約の過程に関する苦情の処理に関する事項について

総合評価方式及び指名停止措置における苦情処理及び再苦情処理に関する制度が整備されていない。これらの苦情処理及び再苦情処理に関する制度を整備する必要がある。

(19) 捜査機関等との連携に関することについて

平成12年12月以降、市と警察との間での情報交換が行われていない。普段から意見交換できる体制を整備しておくことが必要である。

附属機関等) で公表するよう改善しました。

[財政局財政部契約課]

指摘を踏まえ、入札監視委員会からの意見の具申に対しては文書により報告するよう改善していきます。

[財政局財政部契約課]

指摘を踏まえ、「総合評価方式及び指名停止措置における苦情処理及び再苦情処理に関する制度」について「静岡市建設工事請負契約における入札及び契約の過程並びに工事成績の評定に関する苦情処理要綱」に規定し、改善していきます。

[財政局財政部契約課]

平成20年2月に市と警察との間で情報交換を行いました。

また、平成20年4月に、新年度の担当部署及び担当者の確認をするため意見交換をするなど、改善しました。今後は定期的に意見交換する場を設けるよう、努めていきます。

(20) 工事の施工体制のチェックに関する
ことについて

静岡市建設工事施工体制点検要領
において、請負代金2,500万円未満の
工事に係る施工体制の点検事項等を
「市長が別に定める」旨が規定されて
いるが、現在、該当する規定は存在し
ない。要領に規定する「別の定め」を
早急に定める必要がある。

[財政局財政部契約課]

指摘を踏まえ、工事の施工体制チェック
に関して、規定の見直し、運用の改善を図
る予定です。

2. 財政局財政部契約課、建設局道路部
道路整備第2課、同道路整備第3課、
企業局水道部水道建設課、同水道施設
課、企業局下水道部下水道建設課、同
下水道維持課

(1) 外部に公表される単独随意契約の
理由の記載内容について

公表されている単独随意契約の理
由について、説明不足と思われるケー
スや単独随意契約の理由として適切
と思われない内容のものが数多く見
受けられた。市は、単独随意契約の理
由に関する情報公開の内容について、
もう一度検討する必要がある。

[財政局財政部契約課、建設局道路部道路整
備第2課、同道路整備第3課、上下水道局
水道部水道建設課、同水道施設課、上下水
道局下水道部下水道建設課、同下水道維持
課]

指摘を踏まえ、記載内容を充実させてい
きたいと考えます。

記載内容を充実させるためには、契約管
理システムにおける選定理由欄の記載文
字数を増やすことが必要となりますが、平
成21年度稼働予定の新システムにおいて
これを行う予定です。

なお、現システムについては、新システ
ム開発を控え大幅な改変が図れないため、
当面は、現状の文字数の範囲で、指摘の趣
旨を踏まえた記載の充実に努めていきま
す。

3. 経済局農林水産部治山林道課

(1) 契約変更の理由の妥当性について

「補助金の追加交付が承認された
ことに伴い、工事延長を増工する」と
いう理由で契約変更したものがあつ

[経済局農林水産部治山林道課]

今回、指摘を受けた件については、「静
岡市設計変更事務取扱要領」の範囲内で処
理したのですが、今後とも、同要領の適

たが、契約変更ではなく、別途契約で対応することが合規性の観点からは適切であったと考える。

4. 都市局建築部設備課、企業局水道部水道建設課

(1) 一般競争入札が抱える問題（その2）・・・高い落札率について

建築部及び水道部、また両部の主たる工種である管工事及び電気工事における一般競争入札については、競争性が有効に機能していない可能性を見てとることができる。市は、ルールどおりに手続を行っていただければ問題はないという姿勢ではなく、「なぜ一般競争入札の落札率が他の部に比べて高いのか」、「現在の高い落札率が妥当な水準と判断して良いのか」等について、積極的に調査・分析を行うことが必要である。

5. 建設局道路部道路計画課

(1) 一般競争入札から指名競争入札への主たる入札方法の変更について

道路部では、平成17年度から平成18年度にかけて、入札全体に占める一般競争入札の件数の割合が、43%から15%程度に大幅に減少していた。この一般競争入札から指名競争入札への移行について、どのような意思決定のもとに行われたかについて確認したが、特に議事録等の資料は存在しないとのことであった。このような重要な方針の変更については、何らかの意思

正な運用に努めていきます。

[都市局建築部設備課、上下水道局水道部水道建設課]

指摘を踏まえ調査・分析を行い公表するよう改善していきます。

改善に当たっては、指摘にあった宮城県での事例も参考にしながら、市全体の建設工事に係る入札結果について調査・分析を行う予定です。

[建設局道路部道路計画課]

指摘を踏まえ、平成20年度から部会運営に係る重要な方針変更については、議事録等の資料を残すよう改善していきます。

決定のもとに行われたはずであり、議事録等の資料を残しておくことが必要である。

6. 建設局道路部道路整備第1課

(1) 指名競争入札における指名業者の選定（その1）について
制限付一般競争入札を実施したが、1者のみ参加のため入札不成立となったケースにおいて、入札に参加した市外業者を外し、市内業者を対象に指名競争入札が行われたものがあつた。今回のケースでは、当初の入札に参加した市外業者を含めて指名競争入札を実施することが公平性の視点から適切であつたのではないか。

[建設局道路部道路整備第1課]

平成19年度から、一般競争入札の場合は、1者の参加であっても入札が成立するよう、制度を改めました。これにより、指摘のようなケース（不成立）は、今後、発生しなくなるものと考えます。

7. 企業局水道部水道建設課

(1) 公表される契約変更の理由の内容について
契約変更の理由が説明不足のものがあつた。契約変更の理由は、正確に、かつ分かりやすい内容で市民に公開される必要がある。

[上下水道局水道部水道建設課]

指摘を踏まえ、記載内容を充実させ、できる限り分かり易い内容で市民に公開できるように改善していきます。